

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します

現在交付されている国民健康保険被保険者証の有効期限は令和7年7月31日までです。

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付しますので、令和7年8月1日からは、「マイナ保険証（※1）」または「資格確認書」で医療機関・薬局を利用してください。

なお、加入状況等については、6月16日時点でデータ作成していますので、この日以降に異動の届出（市外へ転出・社会保険加入・住所変更など）をされ、届出前の資格確認書が届いた場合は返却してください。（資格情報のお知らせは返却不要です。）

※1 マイナ保険証：健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード

マイナ保険証をお持ちの方

医療機関・薬局に設置されているカードリーダーにマイナ保険証を置いて保険資格の確認を行います。



<イメージ図>

◆◆ 資格情報のお知らせを送付します ◆◆

マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせを送付しますので、資格情報を確認し、大切に保管してください。

右下の切り取り線部分は、マイナ保険証がカードリーダーで読み取れない場合等に、マイナ保険証と合わせて提示することで受診することができますので、切り取ってご利用ください。

※ 70歳以上の方は所得に応じて負担割合が変わるため、記載内容の有効期限は令和8年7月31日まで、または75歳の誕生日前日までとなります。



マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書にて保険資格の確認を行います。



<イメージ図>

◆◆ 資格確認書（桃色）を送付します ◆◆

マイナ保険証をお持ちでない方（※2）には、資格確認書（桃色）を送付します。病院を受診する時などは、これまでの被保険者証と同様に、窓口で資格確認書を提示してください。

有効期限は令和8年7月31日まで、または75歳の誕生日前日までです。

※2 マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難で、事前に資格確認書交付申請書を提出されている場合も含まれます。

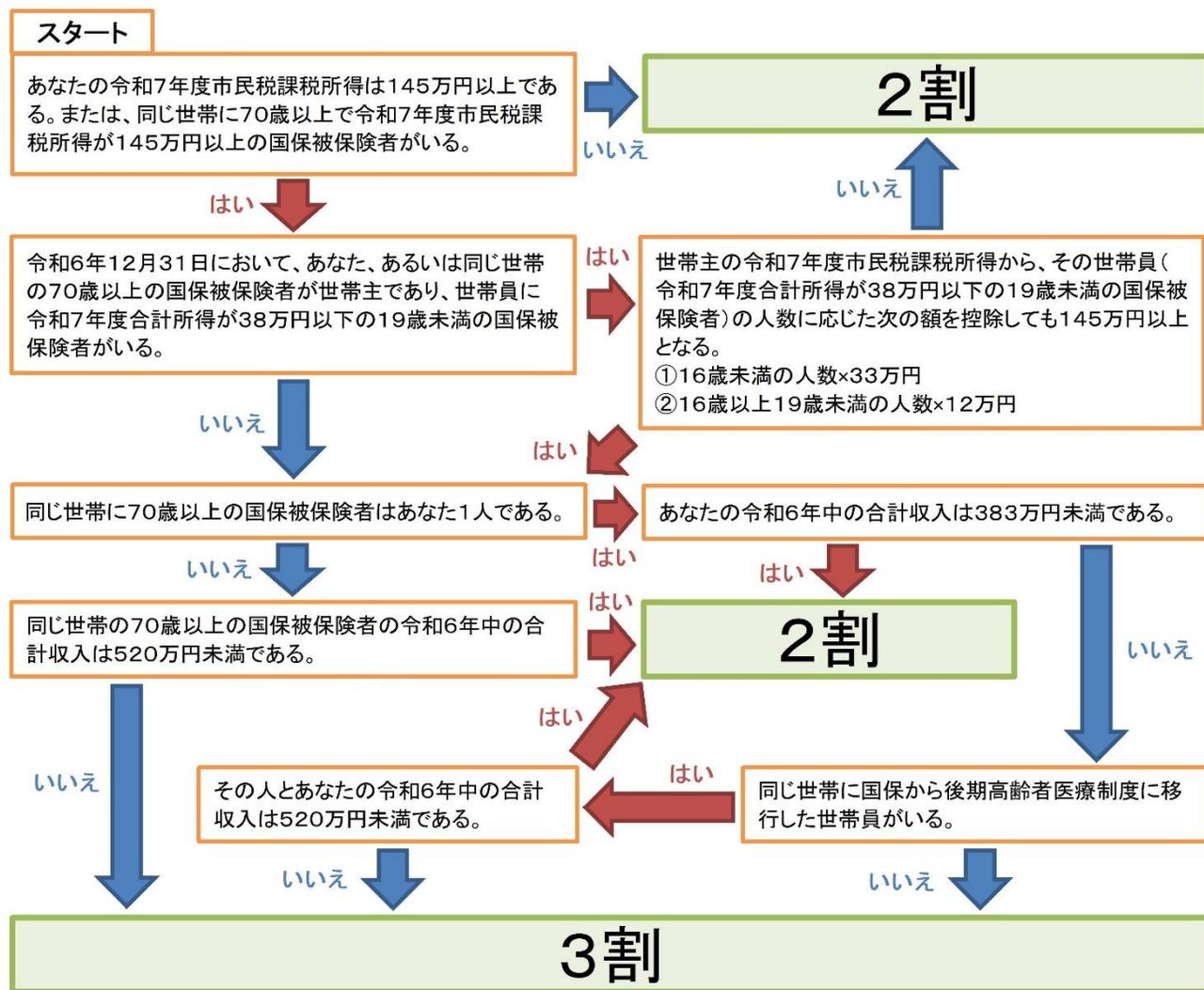
⚠️ ご注意ください

「資格情報のお知らせ」は普通郵便で、「資格確認書」は簡易書留で、世帯分をまとめて送付します。同世帯にそれぞれの送付対象者がいる場合は、別々に届きますのでご了承ください。

※ 発効期日及び一部負担金の割合は70歳以上の方にのみ記載されます。

70歳以上の方の一部負担金割合 判定の流れ

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方は、前年中の所得（1月から7月までは前々年中の所得）に応じて、**医療機関・薬局での一部負担金の負担割合が2割または3割**となります。お送りした「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の負担割合欄に、医療費の一部負担金割合が記載されていますので、ご確認ください。



現在、**限度額適用認定証** または **限度額適用・標準負担額減額認定証** を利用されている方へ

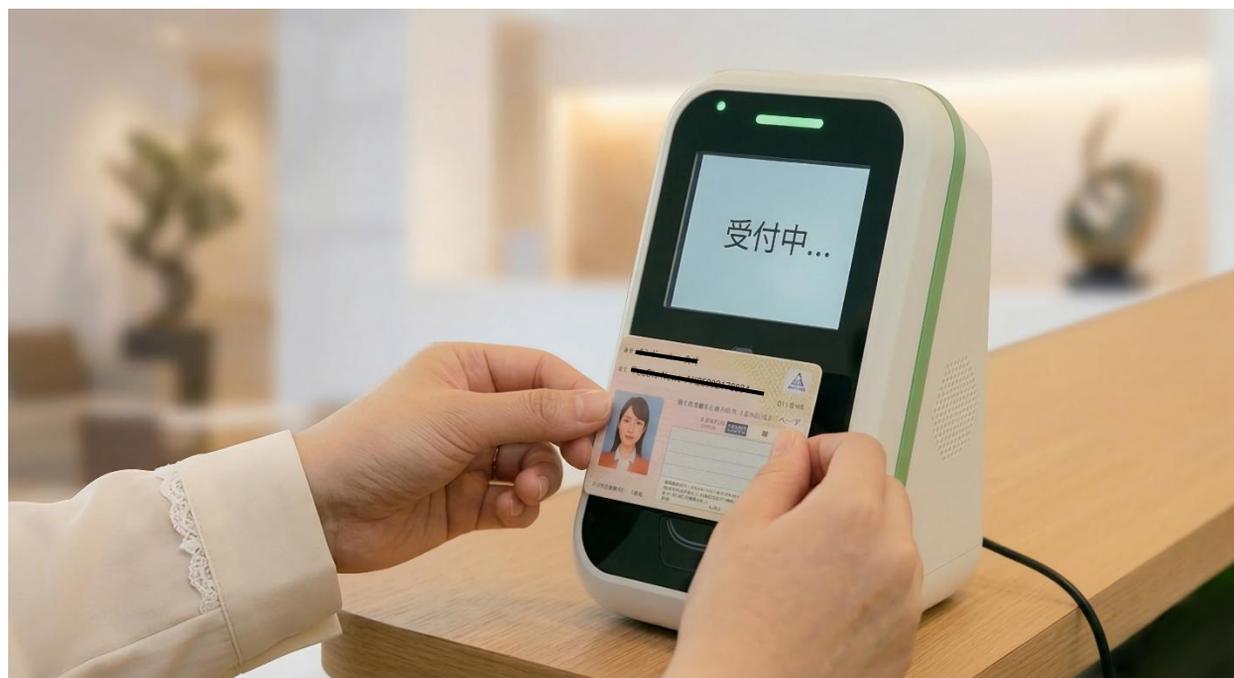
マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関・薬局の窓口でマイナ保険証を提示することにより、オンライン資格確認による限度額適用区分の確認ができるため、**限度額適用認定証等の事前申請は不要となります。**

資格確認書をお持ちの方は、従来どおり限度額適用認定証等の提示が必要となりますので、引き続き利用される場合は事前申請が必要です。

ただし、住民税非課税世帯の方（限度額適用区分が「オ」または「低所得Ⅱ」）で、入院日数が過去12か月以内に90日を超えていることによる食事療養標準負担額の減額を受ける場合は、マイナ保険証の有無にかかわらず、長期入院該当の申請が必要となります（**長期入院該当日は、原則申請月の翌月月初です。**）。

詳しくは、同封の「滋賀県の国保」をご覧ください。か、保険年金課までお問い合わせください。

マイナ保険証で かんたんスマート受診



マイナ保険証のメリット



過去のお薬・診療データを活用し、
より質の良い医療が受けられる！



突然の手術・入院でも事前申請なく
窓口での高額な医療費の支払いが不要！



医療費の領収証を保管しなくてもマイナ
ポータルで医療費情報の管理ができる！

マイナ保険証の利用登録状況は
マイナポータルから確認できます！

健康医療部保険年金課
IP : 050-5801-5631
TEL : 0748-24-5631

マイナポータル
はこちらから



マイナンバーカードを健康保険証として 使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

